

身延町産業集積促進助成金の概要

【こちらは概要版です。詳細は身延町産業集積促進助成金交付要綱をご覧ください。】

<https://www.town.minobu.lg.jp/chosei/reiki/act/frame/frame110001334.htm>

	製造業・物流業等の場合			本社機能移転等の場合			情報通信業等の場合			オフィス設置事業の場合		
対象業種	①製造業 ②物流業 ③データセンター ④試験研究所 ⑤バイオテクノロジー利用産業			業種の制限なし			①情報サービス業 ②インターネット付随サービス業 ③デジタルコンテンツ制作事業者			業種の制限なし		
対象要件	次の条件を全て満たすもの ①町内において土地又は借地権（設置期間が20年以上のものに限る）を取得して3年以内に工場等を設置し、操業を開始すること ②投下固定資産額（土地分除く）が3億円以上であること ③操業開始後1年以内に増加する常時雇用労働者数が10人以上であること（データセンターは5人以上） ④山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当すること ⑤環境保全に関する適切な措置が講じられること			次の条件を全て満たすもの ①本社オフィス、研究・研修施設を町内に整備し、操業を開始すること ②投下固定資産額（土地分除く）が1億円以上であること（賃借の場合は除く） ③操業開始後1年以内に増加する常時雇用労働者数が10人以上であること ④山梨県産業集積促進助成金の交付要件に該当すること ⑤環境保全に関する適切な措置が講じられること			次の条件を全て満たすもの ①建物及び設備機器を取得又は賃借したものであること ②操業開始後1年以内に増加する常時雇用労働者数が5人以上であること			次の条件を全て満たすもの ①町内へオフィス、研究・研修施設を新たに設置し、操業を開始すること ②操業から1年以内に町外からの常時雇用労働者数が5人以上となり、そのすべてが町内に居住の実態を有すること		
助成率	①町内に初めて工場等を設置する場合 →投下固定資産額（土地分除く）の1.0% ②自社所有地に工場等を建設し、操業する場合 →投下固定資産額（土地分除く）の0.5% ③空き工場等を取得し操業する場合 →投下固定資産額（土地分除く）のうち 空き工場0.5%、機械・設備1.0% ④試験研究所又はバイオテクノロジー利用産業の場合 →投下固定資産額（土地分除く）の0.5%			①新たに土地を取得し本社機能の移転等をする場合（取得から3年以内の操業） →投下固定資産額（土地分除く）の2.0% ②自社所有地に本社機能の移転等をする場合 →投下固定資産額（土地分除く）の1.0% ③空き工場等を取得し操業する場合 →投下固定資産額（土地分除く）のうち建物1%、機械・設備2.0% ④建物等を賃借する場合 →賃借料の1/2（操業開始から3年間に限る）			①建物及び設備機器を取得する場合 →投下固定資産額（土地分除く）の1.4% ②建物及び設備機器等を賃借で導入する場合 →賃借料及び通信回線使用料の1/2（操業開始から3年間に限る）			①新たに建物（社宅を含む）及び設備機器を取得する場合 →投下固定資産額（土地分除く）の4.0% ②建物及び設備機器等を賃借する場合 →賃借料、住宅手当（県外からの常時雇用労働者に支給するものに限る）、通信回線使用料又は改修費用の合計の1/2（操業開始から3年間に限る） ※ ※改修費用は初年度に限り、改修内容が資本的支出にあたり、借主が所有権を持つ場合は①を適用		
加算値	成長分野	医療機器分野	1.0%	新規雇用者のうち町外からの増加雇用者数	5人以上	0.2%	高付加価値創出事業	課税の特例の適用がある承認地域経済牽引事業	0.6%			
		水素・燃料電池関連産業	1.0%		10人以上	0.4%				新規雇用者のうち町外からの増加雇用者数	1人以上	0.4%
		物流業	0.2%									
		データセンター	0.2%									
	高付加価値創出事業	課税の特例の適用がある承認地域経済牽引事業	0.6%									
	新規雇用者のうち町外からの増加雇用者数	5人以上	0.2%									
		10人以上	0.4%									
限度額	町外からの新規立地（医療機器分野、水素・燃料電池関連産業）		3億	①新たに土地を取得して移転、自社所有地に移転、空き工場等を取得して移転する場合 →2,000万円 ②建物等を賃借する場合 →年200万円(最大3年間)			①建物及び設備機器を取得する場合 →2,000万円 ②建物及び設備機器等を賃借する場合 →年200万円（最大3年間）			①新たに建物（社宅を含む）及び設備機器を取得する場合 →600万円 ②建物及び設備機器等を賃借する場合 →年200万円（最大3年間）		
	町外からの新規立地（上記以外製造業等）		1.5億									
	町内企業（医療機器分野、水素・燃料電池関連産業）		1.5億									
	町内企業（上記以外製造業等） ※投下固定資産額100億円以上		6,000万円 ※1億									